

安芸市不法投棄対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号。）に定めるもののほか、安芸市不法投棄対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に關し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 安芸市民が清潔で美しい地域づくりを自ら実践する、個人又は法人（以下「個人等」とする。）が、快適な生活環境を保全するため、不法に投棄された粗大ごみの処理・撤去を市民自らが行うための活動に係る事業に対して予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、不法投棄とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定に違反して廃棄物をみだりに捨てる行為をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者は、（以下「補助対象者」という。）投棄者が不明である不法投棄物の撤去等を実施する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に土地を所有及び管理している個人等とする。
- (2) 市税及び国民健康保険税の滞納がない個人等とする。
- (3) 同一年度に当該補助金の交付を受けていない個人等とする。
- (4) 安芸警察署に被害届を提出している個人等とする。

2 第1項の規定にかかわらず、安芸市暴力団排除条例（平成23年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団に該当するものは、補助の対象としない。

(補助金の交付)

第5条 補助金の交付は、次に掲げるものについて行うものとし、その合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 運搬車両、重機等の借上げ等回収、運搬及び処分に要する経費のうち、1申請当たり50,000円を超える部分について500,000円を限度に全額を補助する。
- (2) 市長その他の機関は、補助金の交付に当たり、補助対象者に助言、協力等を行うことができる。

(補助金交付の申請)

第6条 第3条に規定する不法投棄の処理に要する経費の補助金を申請しようとする個人等は、不法投棄対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 警察署への被害届の写し又は、被害届けが時効等により受理されない場合は相談実績の確認ができるもの。
- (4) その他市長が必要と認めるもの。

（補助金交付の決定）

第7条 市長は、第5条の規定により不法投棄対策支援事業補助金の交付申請があったときは、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適當と認めるときは、当該補助金の交付を申請した個人等に対して、不法投棄対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（事業内容の変更、中止等）

第8条 不法投棄対策経費補助金の交付の決定を受けた個人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に不法投棄対策支援事業（変更・中止）承認申請書（様式第5号）を提出し、承認を得なければならない。

- (1) 交付決定に係る事業（以下「交付決定事業」という。）の内容又は対象事業経費を変更しようとするとき（市長が軽微な変更と認める場合を除く。）。
 - (2) 交付決定事業を中止しようとするとき。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適當と認めるときは、不法投棄対策支援事業（変更・中止）承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（事業完了の報告）

第9条 不法投棄対策支援事業補助金の交付の決定を受けた個人等は、交付決定を受けた対象事業が終了したときは、不法投棄対策支援事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 事業実施報告書（様式第8号）
- (3) 事業収支決算書（様式第9号）

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の事業実績報告書の提出を受けたときは、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い補助事業の実施に要した経費の証ひょう、帳簿

等の調査により支払うべき金額を確定し、不法投棄対策支援事業補助金額確定通知書（様式第10号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条の規定による通知を受けた個人等が補助金の交付を受けようとするときは、不法投棄対策支援事業補助金交付請求書（様式第11号）により不法投棄対策支援事業補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに不法投棄対策支援事業補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第12条 市長は、個人等が虚偽の申請によって不当に不法投棄対策支援事業補助金の交付を受けたときは、既に交付を受けた補助金はこれを返還させることとし、虚偽の事実が判明した年度及び次年度以降5年間は、当該個人等からの補助金の申請を認めないものとする。

（関係図書の保存）

第13条 個人等は、不法投棄対策支援事業補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払いに関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

（土地所有者等の責務）

第14条 不法投棄現場の土地所有者及び管理者は、不法投棄廃棄物が撤去・処分された土地を適正な管理のもと、新たな不法投棄の防止及び環境保全、良好な環境の維持に努めなければならない。

（手数料）

第15条 安芸市一般廃棄物処分場での処理手数料については安芸市手数料徴収条例（平成12年条例第1号）第5条第6号の規定を適用し徴収しないものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。